

4近生第403号
令和4年6月7日

奈良県食と農の振興部長 殿

近畿農政局生産部長

水質汚濁防止法に基づく硝酸性窒素等に係る暫定排水基準の見直しについて

このことについて、令和4年5月26日付け4畜産第547号をもって農林水産省畜産局畜産振興課長から別添写しのとおり依頼がありましたので、御了知の上、改めて、貴県環境部局と連携した畜産事業者への適正な指導を行っていただくよう、お願いいいたします。

4 畜産第547号
令和4年5月26日

近畿農政局生産部長 殿

畜産局畜産振興課長

水質汚濁防止法に基づく硝酸性窒素等に係る暫定排水基準の見直しについて

日頃より、畜産環境行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。このたび、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく排水基準のうち、畜産農業に適用されるアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（硝酸性窒素等）の暫定排水基準値が以下の通り見直され、令和4年7月1日から施行されることになりました。（適用期間3年間）（別紙）

本法の対象となる畜産事業者（注）のうち、馬については、令和4年7月1日から一般排水基準が適用されることとなります。牛及び豚については、引下げが行われた上で引き続き暫定排水基準が適用されますが、国民の理解を得ながら安定的に経営を継続していくためには、経過措置として設けられた暫定排水基準の遵守はもちろんのこと、一般排水基準（100mg/L）の早期達成に向けた取組が重要であることから、貴局管内府県畜産主務部長に対し、改めて、府県環境部局と連携した畜産事業者への適正な指導について依頼方よろしくお願ひします。

また、平成23年4月1日より、畜産事業者においては、排出水について、1年に1回以上、特定施設の設置に係る届出事項を、環境大臣が別途定める公定法により測定し、その結果を記録・保存することとなっています。本件に関しても改めて、畜産主務部長に対し、畜産事業者への周知及び指導の徹底について依頼方よろしくお願ひします。

見直し後の排水基準

施設	現行	見直し後（令和4年7月1日以降）
馬房施設		100mg/L（一般排水基準）
牛房施設	500mg/L	300mg/L
豚房施設		400mg/L

（注）総面積50平方メートル以上の豚房、総面積200平方メートル以上の牛房、総面積500平方メートル以上の馬房を有する事業場を有し、公共用水域に排水している事業者。

＜担当＞

農林水産省畜産局畜産振興課

環境計画班 川島・福田

TEL：03-6744-7189（直通）

FAX：03-3593-7233

(別 紙)

事務連絡
令和4年5月25日

農林水産省畜産局畜産振興課 御中

環境省水・大気環境局水環境課

ほう素及びその化合物、ふつ素及びその化合物並びにアンモニア、
アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準
の見直しについて

のことについて、別添のとおり都道府県知事及び水質汚濁防止法政令市長
宛てに通知を発出しておりますのでお知らせいたします。

環水大水発第 2205122 号
令和 4 年 5 月 17 日

都道府県知事
水質汚濁防止法政令市長 } 殿

環境省水・大気環境局長
(公印省略)

ほう素及びその化合物、ふつ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準の見直しについて（通知）

ほう素及びその化合物（以下「ほう素」という。）、ふつ素及びその化合物（以下「ふつ素」という。）並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（以下「硝酸性窒素等」という。）については、排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 13 年環境省令第 21 号。以下「省令」という。）附則第 2 項において暫定的な排水基準（以下「暫定排水基準」という。）を設定しており、その適用期間は令和 4 年 6 月 30 日までとなっている。

今般、ほう素、ふつ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準の対象業種（11 業種）のうち 10 業種について、現時点における各業種の排水実態及び適用可能な処理技術等に照らし、排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）第 1 条に規定する排水基準（以下「一般排水基準」という。）への対応の可否を確認した上で、別表のとおり、一部の基準値を強化しつつ暫定排水基準の適用期間を延長することとした。

このため、排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 4 年環境省令第 17 号。以下「改正省令」という。）を令和 4 年 5 月 17 日に公布し、同年 7 月 1 日から施行することとしたものである。

その実施に当たっては、下記の事項に留意の上、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）及び改正省令の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 措置の内容

ほう素、ふつ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準が適用されている 11 業種

のうち 10 業種について、一部の基準値を強化しつつ暫定排水基準の適用期間を延長することとした。延長後の適用期間は、旅館業及び下水道業については当分の間、その他の 8 業種については令和 7 年 6 月 30 日までである。

2 暫定排水基準が適用される特定事業場について

改正省令の施行に当たっては、暫定排水基準が適用される特定事業場の取扱いについて以下の事項に十分留意されたい。

(1) 旅館業及び下水道業について

ア) 自然湧出温泉について

「温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。））」（以下「自然湧出温泉」という。）とは、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条に定める温泉であって地下に存在する温泉水を掘削や動力装置等によって人為的にくみ出していないものを指し、いわゆる自噴温泉であっても、掘削自噴温泉は自然湧出温泉に含まれないものとする。したがって、温泉法第 3 条第 1 項（土地の掘削の許可）及び同法第 11 条第 1 項（増掘又は動力の装置の許可等）のいずれかの許可を受けている温泉は自然湧出温泉には該当しないことから、温泉法の許可状況が参考となる。温泉法施行以前の掘削や動力装置の設置の有無については、温泉法の許可状況のみでは確認できないが、温泉台帳等で情報収集できるものもあるため、必要に応じて当該情報を確認することとされたい。

イ) 環境基準の達成状況等の把握について

旅館業（温泉を利用するもの。以下同じ。）及び下水道業（温泉排水を受け入れるもので一定の条件を満たすもの。以下同じ。）については、導入可能な処理技術の見通しが立っていない等の理由から、ほう素又はふつ素の暫定排水基準の適用期間を当分の間とし、環境基準の達成状況等を監視しつつ、処理技術の動向を踏まえて暫定排水基準を見直すこととした。

現時点で旅館業又は下水道業からの排水を由来としたほう素及びふつ素の環境基準の超過は確認されていないものの、必要に応じて温泉旅館数の動向等を把握しつつ、引き続き環境基準の達成状況等の的確な把握をお願いする。

ウ) 旅館業に適用されるほう素の暫定排水基準について

旅館業に適用されるほう素の暫定排水基準は、温泉中のほう素濃度により 300mg/L 又は 500mg/L が適用される。温泉中のほう素濃度は、温泉法施行規則第 7 条第 1 項第 5 号又は温泉法第 18 条第 2 項に基づく温泉成分分析のメタほう酸及びメタほう酸イオンの濃度を基に、次式によりほう素濃度を換算することができる参考にされたい。

$$\cdot \text{ほう素濃度 (mg/L)} = \text{メタほう酸 (mg/kg)} \times \text{密度 (g/cm}^3\text{)} \times 0.2467 + \text{メタほう酸イオン (mg/kg)} \times \text{密度 (g/cm}^3\text{)} \times 0.2525$$

エ) 温泉法担当部局との連携について

ア)～ウ)など、旅館業及び下水道業に係る暫定排水基準の適用については、水質汚濁防止法の円滑な施行を図るために、同法担当部局は温泉担当部局と十分に連携されたい。

(2) 共同処理場への暫定排水基準の適用について

ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準が適用されている工場又は事業場からの汚水等を処理する共同処理場(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第74号の施設を有する事業場)については、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとみなして、暫定排水基準を適用することとしている(改正省令による改正後の省令附則第3項)。

(3) 複数の業種その他区分に属する場合について

暫定排水基準が適用される特定事業場が同時に複数の業種その他の区分に属する場合には、当該業種その他の区分に係る排水基準のうち最大の許容限度のものを適用することとしている(改正省令による改正後の省令附則別表備考1)。

3 関係者に対する指導について

改正省令による改正後の省令附則別表の暫定排水基準が適用される特定事業場については、適用期間の中で一般排水基準に対応すること等ができるよう、必要な指導等をお願いする。

(別表) ほう素、ふつ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準の見直し
○ほう素 (単位: mg/L) (参考) 一般排水基準: 海域以外の公共用水域に排出されるもの: 10 mg/L、海域に排出されるもの: 230 mg/L

業種その他の区分	現 行		見直し後	
	基準値	適用期間	業種その他の区分	基準値
電気めっき業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	30	同左		30
ほうろう鉄器製造業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	40	同左		40 R4.7.1～ R7.6.30
金属鉱業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	100	同左		100
下水道業 (旅館業 (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。) を利用するものに限る。) に属する特定事業場 (下水道法 (昭和33年法律第79号) 第12条の2 第1項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道上の特定事業場」という。) から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。)	50	R1.7.1～ R4.6.30 同左		40 40 当分の間
旅館業 (1リットルにつきほう素500ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。)	500		旅館業 (1リットルにつきほう素500ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。)	300
旅館業 (温泉を利用するものに限る。)			旅館業 (1リットルにつきほう素500ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。)	500

※ほう素及びその化合物の項目下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が 10 を超えることをいう。

$$\Sigma C_i \cdot Q_i / Q$$

この式において、C_i、Q_i及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常の値 (単位 ほう素の量) に関して、1リットルにつきミリグラム

- Q i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量（単位 1日につき立方米メートル）
- Q 当該下水道から排出される排出水の通常の量（単位 1日につき立方米メートル）

○ふつ素 (単位 : mg/L)

(参考) 一般排水基準：海域以外の公共用水域に排出されるもの：8 mg/L、海域に排出されるもの：15 mg/L

現 行		見直し後	
業種その他の区分	基準値	適用期間	業種その他の区分
ほうろう鉄器製造業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	12	同左	12
電気めっき業 (1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上あり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	15	同左	15 R4. 7. 1 ~ R7. 6. 30
電気めっき業 (1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるものに限る。)	40	同左	40
旅館業 (水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令 (昭和49年政令第36号。以下「改正政令」という。) の施行の際現に湧出しているかつた温泉を利用するものであって、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	15	R1. 7. 1 ~ R4. 6. 30	15 同左 当分の間
旅館業 (温泉 (自然に湧出しているもの (掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。) を除く。以下この欄において同じ。) を利用するものであって一日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	30	同左	30
旅館業 (温泉 (自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。) を利用するものであって、一日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	50	同左	50

○硝酸性窒素等 (単位:mg/L)

(参考) 一般排水基準: 100 mg/L

現 行		見直し後	
業種その他の区分	基準値	適用期間	業種その他の区分
下水道業 (下水道法施行令(昭和34年政令第147号) 第24条の2 第1項第1号に定める特定公共下水道に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を入れているものに限る。)	130	同左	一般排水基準
酸化コバルト製造業	120	同左	一般排水基準
畜産農業	500	R1. 7. 1～ R4. 6. 30	畜産農業 (水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第1号の二に掲げる施設を有するものに限る。) 畜産農業 (水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第1号の二に掲げる施設を有するものに限る。)
ジルコニウム化合物製造業	600	同左	畜産農業 (上記以外)
モリブデン化合物製造業	1, 400	同左	一般排水基準
バナジウム化合物製造業	1, 650	同左	350 1, 300 1, 650
貴金属製造・再生業	2, 800	同左	2, 800